



【すこやか歳時記】

## 弥生の候



災害は忘れないうちも次々に。年度末の節目に働き方改革もさらにスピードアップ推進を。

今年の3月11日は「東日本大震災」から10年になります。また、「熊本地震」は来月4月14日で5年になります。その後も「九州北部豪雨」などの自然災害が頻発し、昨年「令和2年7月豪雨」で熊本県を中心に九州各地や中部地方にも甚大な被害が発生しました。そして昨年からは一年以上にわたって「コロナ禍」で苦しめられています。

突発的な災いに備えるために「災害は忘れた頃にやってくる」ということわざがありますが、近年では「忘れないうちにも次々に…」という感があります。激変する情勢や危機の中にあっても、企業存続のためには従業員の健やかな暮らしを守ることが求められます。年度末の節目にあらためて働き方改革のお手伝いを推進したいと思います。



## 日々是好日カレンダー

3月	MARCH
3月	弥生・花見月・春惜月・夢見月
1月	春の全国火災予防運動（～3/7） 自殺対策強化月間
2火	中国残留孤児の日・ミニの日 ミニぶたの日・遠山の金さんの日
3水	上巳の節句・ひなまつり 桃の日・民放ラジオの日
4木	円の日・雑誌の日・ミシンの日 サッソの日・バウムクーヘンの日
5金	啓蟄・サンゴの日
6土	世界一周記念日・スポーツ新聞の日 弟の日
7日	消防記念日・花粉症記念日 サウナ健康の日・メンチカツの日
8月	国際女性の日・ミツバチの日 みやげの日・エスカレーターの日
9火	感謝の日・記念切手記念日 雑穀の日・酢酸の日
10水	雇用保険被保険者資格取得届の提出
11木	東日本大震災防災の日・いのちの日 コラムの日・パンダ発見の日
12金	世界反サイバー検閲デー・財布の日 半ドンの日・スイーツの日
13土	漁業法記念日・サンドイッチデー 新選組の日
14日	ホワイトデー・キャンディーの日 国際結婚の日・数学の日
15月	こころの健康づくり週間（～3/21） 万国博デー・世界消費者権利デー
16火	財務の日・国立公園指定記念日 十六団子
17水	春の彼岸入り・漫画週刊誌の日 セントパトリックデー
18木	点字ブロックの日 精霊の日
19金	アカデミー賞設立記念日 ミュージックの日
20土	春分の日・電卓の日 LPレコードの日・サブレの日
21日	春の社日・国際人権差別撤廃デー 世界詩歌記念日・カラー映画の日
22月	地球と水を考える日 NHK放送記念日
23火	春の彼岸明け 世界気象デー
24水	世界結核デー・マネキン記念日 ホスピタリティデー
25木	電気記念日・散歩にゴーの日 ドラマチックデー
26金	カチューシャの歌の日
27土	世界演劇の日 さくらの日
28日	スリーマイルデー シルクロードの日・三つ葉の日
29月	作業服の日・マリモンの日 八百屋お七の日
30火	国立競技場落成記念日 マフィアの日
31水	社会保険料納付期限（2月分）

## TOPICS 障害者の法定雇用率の引き上げについて

民間企業の障害者の法定雇用率が  
令和3年3月1日 2.2%から 2.3%に引き上げられます。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2%	2.3%
国や地方公共団体等	2.5%	2.6%
都道府県等の教育委員会	2.4%	2.5%

この改正により、障害者雇用義務の計算や報告等の基準が「常用労働者 43.5 人につき 1 人以上」となります。

常用労働者（週所定 20 時間以上で 1 年を超えて雇用される者）43.5 人以上の会社は、毎年 6 月 1 日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。同時に障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任についての努力義務が発生します。

## 《今月の特集①》

### 「同一労働同一賃金」への対応に向けて

正社員と非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者)の間の不合理な待遇差の解消(いわゆる「同一労働同一賃金」)が求められます。

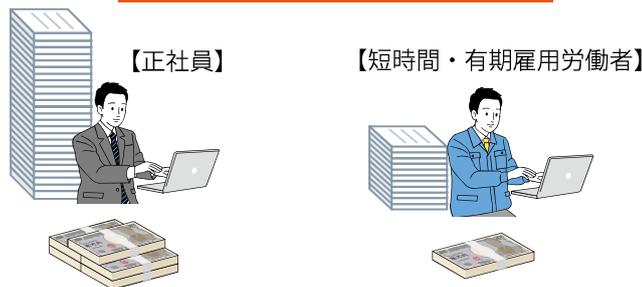
大企業 : 2020年4月1日～  
中小企業 : 2021年4月1日～

#### 同一労働同一賃金の基本的な考え方

パートタイム・有期雇用労働法には、**均衡・均等待遇**という考え方があります。

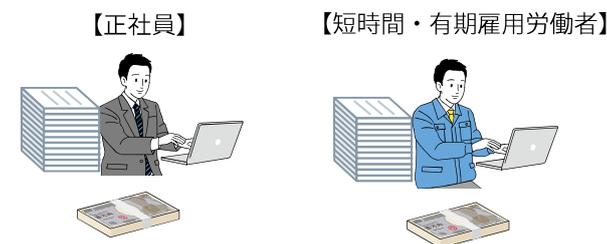
「**均等待遇**」とは「同じ質、同じ量の仕事なら同じ待遇であること」、「**均衡待遇**」とは「職務内容が違う場合は合理的な待遇差は認められる」という考え方です。つまり、正社員と短時間、有期雇用労働、派遣労働者等との間で職務内容(業務内容と責任の程度)、人材活用の仕組み(人事異動や転勤の有無、その範囲等)が同じならば、不合理な待遇差を設けてはならず、職務内容が違う場合は、その違いに応じた待遇を定めなければならないという意味です。

#### 均衡待遇



職務内容と責任の程度、人材活用の仕組みが違う場合は、その違いに応じてバランスのとれた待遇をしなければならない。

#### 均等待遇



職務内容と責任の程度、人材活用の仕組みが同じならば、不合理な待遇差を設けてはならない。

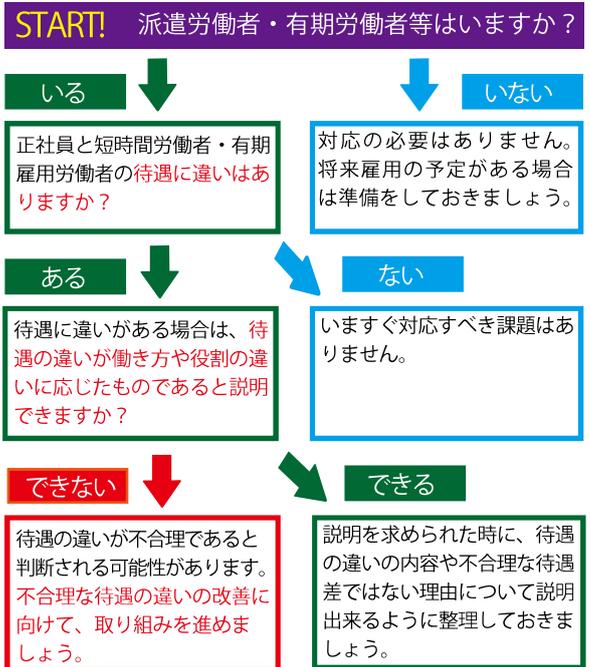
#### 事業主に求められること



- ①同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者等との間で、基本給や賞与、手当、福利厚生などあらゆる待遇について、職務内容や責任の程度、人材活用の仕組みに違いがない場合、**不合理な待遇差**を設けることが禁止されます。
- ②事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、待遇差の内容と理由について説明しなければなりません。

#### 自社の状況をチェックしてみましょう

自社の状況が法律の内容に沿ったものか、社内の制度の点検を行きましょう。



#### まとめ

就業規則や賃金規程の待遇の違いを検討し、賃金や手当、福利厚生などの変更など、就業規則や賃金規程の見直し・変更も必要です。専門家の力を借りるなど、適用開始時期にあわせて早めに対応することをおすすめします。ご不明な点がございましたら各担当者までお問い合わせください。

## 《今月の特集②》

### 今、改めて考えたい防災対策

2021年3月11日で東日本大震災から10年が経ちます。防災意識は10年前から高まっているのでしょうか？

2021年2月13日福島県や宮城県で震度6強を観測する地震もありました。地震発生直後、なにをすべきで、なにをやってはいけないのか。東京都の防災情報ハンドブック「東京防災」からまとめました

今、改めて職場や家庭の防災を見直してみたいかがでしょうか？

#### ⚠️ 地震発生時等の NG 行動

 ガスに引火して爆発する危険があるので、安易に火をつけない。

 火災の危険があるので、ブレーカーを上げて安易に通電させない。

 火災や爆発の危険があるので、電気のスイッチに安易に触らない。

 閉じ込められる危険があるので、エレベーターは使わない。

 電話回線がパンクするので、発災直後に不要不急の電話の使用を控える。

 ケガをする危険があるので、部屋の中を裸足で歩かない。

 ケガをする危険があるので、救出活動はひとりではなく複数で行う。

 緊急車両の通行の妨げになるので、避難に車は使わない。

※エレベーターや内階段は使用しないのが鉄則です。  
※避難時は外階段が非常階段を使用しましょう。



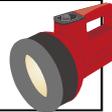
#### ⚠️ 必要な備蓄品

大災害発生時、公的な支援物資はすぐに届くとは限りません。電気、水道、ガスといったライフラインは、災害発生直後は停止し、利用が困難になります。1995年の阪神淡路大震災、2011年の東日本大震災での、各ライフラインの復旧までの日数は下記になっています。

#### ▶ ライフラインが9割程度復旧するまでの日数

	東日本大震災	阪神淡路大震災
電気	6日	2日
水道	24日	37日
ガス	34日	61日

#### ⚠️ 3日間過ごすために最低限必要なもの

水	水、給水タンク、給水袋 
食料品	レトルトごはん、缶詰、加熱無しで食べられる食品、栄養補助食品
調理補助品	カセットコンロ、ボンベ、缶切り、ナイフなどのマルチツール
清潔品	簡易トイレ、トイレトペーパー、大型ビニール袋、除菌ティッシュ
薬 救急用品	常備薬、市販薬、救急箱 
情報確認 手段	携帯電話の予備バッテリー、手回し充電式のラジオ
日用品	懐中電灯、乾電池、ライター、ロープ、ガムテープ、軍手 

いざという時のために家庭・職場でも災害や火災時等にどう避難するかやどう対応するかは事前しっかりと話し合い、予め決めておきましょう。

## 健康保険料・介護保険料が改定されます

令和3（2021）年度の協会けんぽ保険料率が決定しました。令和3年度の協会けんぽの保険料率は3月分（4月納付分）から改定されます。平均保険料率は10%が維持され、20支部で引上げ、26支部で引下げ、変更なしが1支部となります。

### 健康保険料率

鹿児島県	現行 10.25%	→ 改正後 10.36%
福岡県	現行 10.32%	→ 改正後 10.22%
佐賀県	現行 10.73%	→ 改正後 10.68%
長崎県	現行 10.22%	→ 改正後 10.26%
宮崎県	現行 9.91%	→ 改正後 9.83%

### 介護保険料率

全国一律	現行 1.79%	→ 改正後 1.80%
------	----------	-------------

ご不明な点がございましたら各担当者までおたずねください。

## 高齢者雇用安定法の改正

### 【令和3年4月～】70歳までの就業機会確保（努力義務）

#### <対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

#### <対象となる事業主>

次の①～⑤のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- |                             |
|-----------------------------|
| ① 70歳までの定年引き上げ              |
| ② 定年制の廃止                    |
| ③ 70歳までの継続雇用制度の導入           |
| ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入 |
| ④ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入 |

創業支援等措置  
(雇用によらない措置)  
(過半数労働組合等の同意を得て導入)

(参考)【現行】65歳までの雇用確保（義務）

- |                     |
|---------------------|
| (1) 65歳までの定年引き上げ    |
| (2) 定年廃止            |
| (3) 65歳までの継続雇用制度の導入 |



ご不明な点がございましたら各担当者までおたずねください。

## ビジネスレポート

毎月新作追加  
【無料です】

### ■ マネジメント関連

- #30117 (全5頁) これくらいは常識? 「役員退職慰労金」の基礎
- #40051 (全5頁) 会議につきものの「議事録作成」どうすれば効率化できる?
- #60186 (全11頁) 変形労働時間制やみなし労働時間制の残業代はどう計算する?
- #60226 (全7頁) 債権回収に困ったら。訴訟提起の方法とは
- #60227 (全9頁) 債権回収に困ったら。訴訟提起以外の回収方法とは

ご希望のレポートがございましたら、お気軽にご連絡ください。  
(お申込み用連絡先: 電話 0993-24-3128、メール info@e-sr.net、チャットワーク)

## “上岡ひとみ経営労務研究所の黒チョコカ”

私たちの仕事は、誠実さと守秘義務が命です。

先日、「今まで受けた誤解の最もひどかったことは？」と、問われました。聞かれたときは、すぐに思い出せないくらい忘れていました。この忘れる能力が、貴重だと最近、つくづく思うのです（ただの物忘れ?）

忘れてしまえば、人を恨むこともないし、自分のストレスもたまらない。守秘義務も守れる。「忘れること」大事です。  
(年のせいの物忘れではないと信じたい笑)



上岡ひとみ経営労務研究所  
代表 上岡ひとみ